平成２１年（フ）第１８７号
山形県米沢市通町２丁目５番55号
債務者　齋藤　勝博
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８８号
山形県米沢市通町２丁目５番55号
債務者　齋藤　和恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第５１２号
新潟県新潟市南区西笠巻新田560番地17
債務者　小林ユリ子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５５号
新潟県新潟市東区河渡３丁目18番13号
債務者　山田　一義
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３３０号
名古屋市名東区社口２丁目102番地の１　エスポア社口103号
債務者　花井れえこ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９５号
愛知県知多市長浦２丁目300番地　第二浜野住宅
債務者　竹谷内装こと　竹谷　和孝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３０号
愛知県東海市富木島町東長口28番地の13　ロイヤルキャビン21　105号
債務者　石川　和成
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０２８号
愛知県海部郡大治町大字馬島字北割21番地　鎌田荘202号
債務者　中別府　強
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８号
岡山県倉敷市鳥羽102番地５　メゾン緑ヶ丘202
債務者　峠　早由歌
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
岡山県倉敷市中島2361番地11　ダイアパレス倉敷運動公園404号
債務者　木戸　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
岡山県倉敷市中島2361番地11　ダイアパレス倉敷運動公園404号
債務者　木戸　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎１－９－４　レオパレスＧｉｕｌｉａ206、住民票上の住所兵庫県朝来市和田山町東谷363番地１　城の山荘１号
債務者　習田　恭子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
岡山県倉敷市老松町３丁目13番34―501号　近藤マンション
債務者　大内久美恵
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
静岡県富士市水戸島元町19番10―603号　ピーコックマンション、前住所静岡県沼津市北今沢６番地の11
債務者　石田　典子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第５９号
北海道標津郡中標津町西７条南１丁目５番地５
債務者　平間　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第６０号
北海道標津郡中標津町東４条南５丁目１番地10
債務者　阿部みさ子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部